

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	公共交通対策特別委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 鈴木智
日 時	平成30年5月24日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 24 分
出席委員	◎福井 ○小島 酒井 田中 (欠席:小松、明田)		
執行機関出席者	【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [まちづくり交通課]伊豆田課長、川内主幹、葛井主任		
事務局出席者	片岡事務局長、鈴木議事調査係長		
傍聴者	市民1名	報道関係者0名	議員1名(三上)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

[福井委員長 開議]

[議事調査係長 日程説明]

[まちづくり推進部 入室]

10:02

2 案件

(1) 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画について
＜まちづくり推進部長 あいさつ＞

10:05

[まちづくり交通課長説明

(平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画資料及び資料1)]

10:31

[質 疑]

＜酒井委員＞

補助金交付要綱については、実態に合わせて改正すべきという意味で言ってきたのではない。第2条(6)を「地域の実情に応じ必要な日に実施される1日当たり1往復の運行」と改正すれば、地域の判断で2往復さえしなければ、シビルミニマムと言えるということであり、週1回でもよいということとなる。そうすると、この事業にあまり車を使っていなくても、車を買えることになる。他に使えるとは書かれていない。補助金で購入した車両は、この事業にしか使えないのが基本ではないか。

＜まちづくり交通課長＞

補助金の主たる目的となるが、地元への補助となるので、本事業に影響を与えない中での利用は、一定認めていけると判断している。実際のところ、車両はほとんど

置いてあるのが現状である。

<酒井委員>

実際に車両がほとんど置いてあるからよいのではない。半分を地元が負担したので他のことに使っても問題ないとおっしゃった。しかし、どういった場合に認められるかが規定されていない。第3条(1)の規定が、どういった目的であれば使えるかを決めておかないといけない。この要綱の内容で使えることとするのでは困る。以前、委員会で指摘したことをきちんと考えていただきたい。何か考えはあるのか。

<まちづくり交通課長>

この要綱は交通空白地の事業を行うためのものであり、その事業を実施するために車両を使うのは当然である。別の部分については、明記していない。自治会に任せているところはある。

<酒井委員>

それで問題ないと考えているのか。規定されていない部分は、自治会に任せるような考え方でよいのか。車両は安いものではない。

<まちづくり交通課長>

地元の事業に対して補助するというものである。地元もそれなりの負担をされており、事業に支障を来さない範囲においては規制しないという考えである。

<酒井委員>

週1回の使用でもよいというのがよくわからない。第3条(3)「その他の市長が認める収入」とは何のことか。

<まちづくり交通課長>

地元の様々な団体からの協力金である。区が納められた協力金について、判断していきたいと考えている。通常見込まれる収入以外のものとしている。

<酒井委員>

区の協力金を「その他の市長が認める収入」としているのか。見込まれる収益というのがよくわからない。それ以外に何かあるのか。何かあったときのためのものがあるのか。

<まちづくり交通課長>

この事業については、利用者数が増えてくると1日2便となる可能性もある。その際に通常の料金収入以外の協力金、例えば地域の企業からの寄附等を「その他の市長が認める収入」としている。

<酒井委員>

収益等は、普通であれば10分の3以上でなければならないが、第3条第2項の規定ではシビルミニマムの運行では、10分の3以上なくてもよいということになるのか。無料でもよいということか。

<まちづくり交通課長>

第2条(6)で規定されている、生活を維持するためのシビルミニマムの運行については、なくてもよいとされている。

<酒井委員>

他の交通空白地ではバス料金を払って乗車されている。なぜこの地域だけ無料でよいことになっているのか。10分の3以上でなくてもよいかもしれないが、公平性からみると無料でよいということにはならないのではないか。無料で実施してもよいという考えについてはどうか。

<まちづくり交通課長>

交通空白地に限定した要綱であり、そこで生活している方は公共交通の受益がない

ことになる。その方たちのためにこの要綱を制定しており、最低限の生活を維持するという意味では、やむを得ないと考える。東別院町見立であれば、最寄のバス停まで4.6キロメートルあり、大変時間を要して町へ出られる人が多くおられた。その人たちにも必要最低限のサービスを提供しているものであり、やむを得ないと考えている。

<酒井委員>

4.6キロメートル離れた最寄のバス停までの運行が無料であればまだわかる。しかし、今は下まで行くことができる要綱になっている。その点での公平性はどうか。他の地域では生活を維持するために、バス料金を払って生活されている。元々は、4.6キロメートルの最寄のバス停まで運行するという考えであったが、そのままていくのか。

<まちづくり交通課長>

第3条(4)に「既存のバス路線との重複が少ない経路を運行する事業」と規定しており、東別院町の場合は、府道枚方亀岡線を通行して目的地まで運行されている。

<酒井委員>

第3条(4)はおかしいのではないのか。目的地までに人を乗せ、降ろすことはない。これでは、重複が少ない経路、バスが通っていない道を通れば、認められてしまうこととなる。第3条(4)の規定により、そのようにしてもよいということにはならないと考えるがどうか。

<まちづくり交通課長>

バス運行されていないルートを通る路線であり、現状のルートはやむを得ないと考えている。要綱に適合している。

<酒井委員>

要綱に合うようにつくったのではないのか。別ルートを使えば、この要綱によりいくらかでも実施できる。なぜバス停までの運行としないのか。シビルミニマムとして無料でできるのはおかしい。

<まちづくり交通課長>

故意にバスルートを外しているのではなく、最短距離を走るものである。

<福井委員長>

交通空白地等地域生活交通事業を始めるときに、東別院町の自治会前で下車し、そこを通る路線バスに乗ってもらうというのが元々の計画であった。しかし、いつの間にか目的地まで乗せるようになっていた。いつそのようになったのか。所管課としては、自治会に預けているので仕方ないと考えているのか。

<まちづくり交通課長>

実際にバスが通っていないルートを走行されており、わざわざバス停で降車してバスに乗ってもらうのもどうかと考えている。また、バスサービスを確保できないところであり、地元で実施されている事業に補助するのはやむを得ないと考えている。

<酒井委員>

不採算路線のバスが通っているが、それには乗らないということになる。そのこととバスに乗って路線を残そうということは、まったく反対の考えとなる。第3条第2項に、(1)シビルミニマムの運行(2)地域生活交通事業の試行実験が規定されている。試行実験については事業を導入する経費も含むのであれば、どこの地域でも実験を経て補助を出し、運行するときシビルミニマムであれば(1)に該当するという考え方であるのか。

<まちづくり交通課長>

基本的に交通空白地の事業であり、その地域の方が自主的に実施される場合はこの形になる。鹿谷地区に案内したこともあるが、地域で実施するのは大変であり、できないという判断であった。東別院町では先進的に実施いただいているものと考えている。

<酒井委員>

鹿谷地域でも第3条第2項(2)の規定を適用できるのか。

<まちづくり交通課長>

できる。

<酒井委員>

この要綱はすでに改正されており、週1回の運行でもよいのであれば、よく説明されればやってみたい地域があるかもしれない。理解いただいた上で、判断できるようにすべきである。

<まちづくり交通課長>

この事業を交通空白地で啓発していきたいと考えている。

<酒井委員>

第12条(2)「補助金の交付の決定条件に違反したとき」とはどういう意味であるのか。

<まちづくり交通課長>

交付決定通知に交付条件を明記している。「補助金は亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金として交付する」「目的以外に使用しないこと」「補助金の交付を受けるときには指令書の写しを添えて提出する」「補助金の交付に関し関係書類の提出を求める等必要な指示をすることができる」等、交付決定通知書に条件を記載しており、それらに違反があったときということである。

<酒井委員>

今説明されたのは決定条件ではない。交付の決定条件とは何かを説明いただきたい。

<まちづくり交通課長>

第6条第2項に規定されていることである。

<酒井委員>

別表の補助対象経費に「地域生活交通事業を行うために要する経費」とある。また、補助額には「補助対象経費から収益等を控除して得た額とし、その上限額は260万円とする」とある。シビルミニマムの運行は無料でいけるというのであれば、260万円までは自己負担額なしという理解でよいか。

<まちづくり交通課長>

そのとおりである。

<酒井委員>

実験の結果を見る必要があるので、第5条(1)から(3)の書類を見たい。また、経費の積算根拠を委員会として資料請求していきたいと考えるがどうか。

<福井委員長>

相談したい。今ここでは返答しかねる。

<酒井委員>

実態に合わせて都合よく改正しただけで、今まで指摘してきたものを残したままになっている。予算特別委員会では条例化してはどうかという意見もあった。今後も要綱のまま進むのか。

<まちづくり交通課長>

様々な意見をいただいているところであるが、要綱のまま進めていきたい。一定

の方向が固まれば、条例にすることについても検討していきたい。

<福井委員長>

しっかり報告いただきたい。

酒井委員から資料請求があったものは出せるのか。すぐにとということではないが、出せる可能性があるのであれば対応いただきたい。

<まちづくり交通課長>

委員長に相談させていただきたい。

11 : 02

[まちづくり交通課長説明 (資料2及び資料3)]

11 : 09

[質 疑]

<酒井委員>

資料3、亀岡市公共交通会議条例第5条第5項は、どのような場面を想定して規定するものであるのか。

<まちづくり交通課長>

地域公共交通網形成計画を策定するには、何度も地域公共交通会議を開く必要がある。災害等により路線が変わることがこれまでに多々あったが、その際に対応できないことがあったので、書面議決を規定したいと考えるものである。この会議は委員18名で構成しているが、それぞれ様々な職を持たれており、会議を急に開催しようとしても、日程調整に時間を要してしまう。このため、緊急を要する場合や軽微な場合については、書面議決できるという内容を入れているものである。

<福井委員長>

地域連携サポートプランは、当たり前のことしか書いていない。これを実施したことで、今後有利なことがあるのか。

<まちづくり交通課長>

地域連携サポートプランは近畿運輸局が作成しており、亀岡市が経費を出したものではない。データは亀岡市が出しているが、近畿管内で研修会や意見交換に参加させていただき、他の府県で行っている事業等を知ることができ参考になった。近畿運輸局との距離も大変近くなり、提案いただいたことを実現するための相談については、敷居が低くなったのではないかと考えている。

<福井委員長>

地域公共交通網形成計画を今年度に策定するということだが、現在の計画を検証しながら新しい計画をつくるのか。また、地域公共交通網形成計画は、補助金の額も含め、現在の公共交通計画よりもパブリックなものであるのか。

<まちづくり交通課長>

国の流れとしては、地域公共交通網形成計画をつくり、次に再編計画をつくることになっている。それを認定されると、交通施策の補助金をとることができる。今までの公共交通計画は、市としての思いをつづただけのものであったが、これから策定する計画は、実現のために国が補助金を入れてくれることがあるので具体的にやりやすくなると思う。5年の間にどのようなことを実施して、解決するというのを計画に記載していくこととなる。毎年、公共交通会議等の意見をいただきながら、ガレリアかめおかへの延伸、鹿谷の交通空白地対策、東別院町のデマンドバス等、様々なことを実施してきた。これからは、運輸局から意見をいただいているよ

うに検証しながら、地域公共交通網形成計画の中に盛り込み、新たな計画をつくっていくこととなる。今回の計画は、都市計画や観光を一体的に、亀岡の様々な面を取込んだ計画として策定していく。

<福井委員長>

地域公共交通網形成計画は、3月末の策定を目指していくのか。

<まちづくり交通課長>

今年度予算であるので、今年度末に新たな計画を策定して移行していきたい。

<福井委員長>

まちづくり、観光等を含めて策定するので、現在の計画より色々な意味でグレードアップするようである。公共交通会議の委員に頻りに集まってもらわないといけないと思うが、そのベースになるものは、コンサルティング会社が作成するのか。

<まちづくり交通課長>

コンサルティング会社にも協力いただくが、基本は職員が主となってやっというと思っている。市民の声を吸い上げていくことが必要であるので、亀岡市としてアンケート調査を実施し、自治会からも意見をいただきながら進めていく。

<福井委員長>

特別委員会として、次の計画にこういうことを盛り込んでいただけたらという提言をしていきたいと思う。反映されるかどうかは別として、思いを取りまとめていきたい。

<まちづくり交通課長>

経過を特別委員会で報告したいと考えているので、よろしく願いしたい。

[まちづくり推進部 退室]

11:21

3 その他

(1) 委員会調査について

<福井委員長>

地域公共交通網形成計画の策定にあたり、特別委員会としての意見を取りまとめ、秋を目途に提出していきたいと考えるがどうか。

—全員了—

<田中委員>

執行部から素案が出た段階の方が検討しやすいと考える。

<福井委員長>

それも含め、様子を見て検討していきたい。

散会 11:24